

5 色彩基準と解説

(1) 色彩について

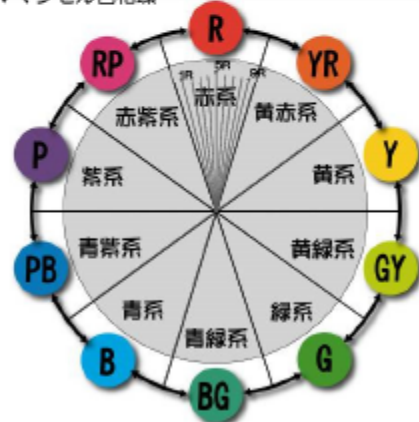
本景観計画運用指針では、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表現しています。
マンセル表色系とは、1つの色を「色相（hue）」、「明度（value）」、「彩度（chroma）」の3属性で表すもので、これにより色彩を定量的に表現することができます。

1) 色相・明度・彩度について

①【色相（色合い）】

色相は「色合い」のことで、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の主要色相と、その中間色相である黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色相（右図参照）を更に10分割して尺度化したものです。

▼マンセル色相環

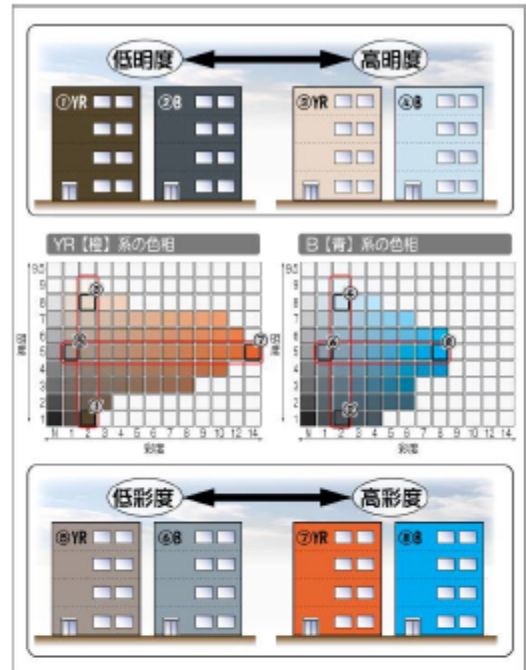


②【明度（明るさ）】

明度は色の「明るさの度合い」のことで、0～10の数値で表します。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

右図一番上の囲い込みの図は、同じ色相のものを明度の濃淡で比較したものです。

▼建築物外壁の明度及び彩度の比較図



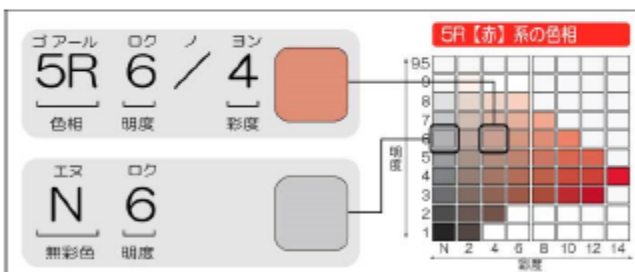
③【彩度（鮮やかさ）】

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことで、0～14程度の数値で表します。鮮やかになるにつれて数値が大きくなり、彩度が0で無彩色となります。

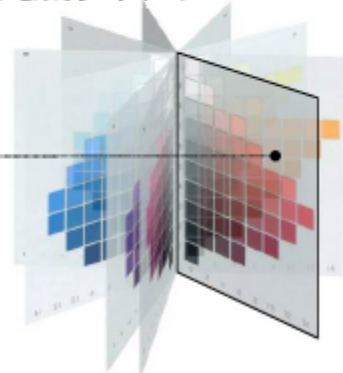
右図一番下の囲い込みの図は、同じ色相のものを彩度の濃淡で比較したものです。

2) マンセル記号の読み方について

マンセル記号では、例えば5R（赤）系の色相であれば以下のような読み方をします。



▼マンセルカラーチャート



(2) 色彩基準の基調色及び強調色の設定

1) 色彩基準の基調色及び強調色の定義について

- ①基調色は、壁または屋根全体の大きな面積（右表参照）を占める色彩をいいます。基調色は、建築物等のイメージづけを行うことができます。なお、基調色の色彩基準は、各対象地区において定量的な定めを行うこととします。
- ②強調色は、壁または屋根全体の小さな面積（右表参照）を占める色彩をいいます。強調色は、建築物等の特徴や個性を高めることができます。なお、強調色の色彩基準は、各対象地区とも定量的な定めは設けませんが定性的な基準で誘導等を行うこととします。
- ③上記①及び②の色彩面積は、透明なガラス面の窓・扉等を除く。

2) 色彩の調和について

街で見られる建築物等には、突出した色彩のものや、種々の色彩が入り乱れたものなど様々なものがあります。良好な景観を形成するためには、そのような建築物等の外壁や屋根の色を、周辺の良い環境と調和させることが重要となります。色彩の調和には、一般的に以下のような手法があります。

類似色の調和	類似色の調和とは、色相が隣り合うほぼ同じ色で配色することで、類似色同士は、ほとんど同じ性格をもっているため、なじみの効果を持ち、色彩同士は調和します。
同系色の調和	同系色の調和とは、色相をそろえ濃淡を出す配色方法で、同じ色合いにまとめ、明るさなどで変化をもたせることができます。
色調の調和	色調の調和とは、異系色で色調のみをそろえることをいい、色相が様々でも同じ色調の効果が全体のイメージをつくり、まとまった印象となります。

3) 色彩基準の特例について

次に示す色彩は、基調色または強調色の基準に係わらず使用できるものとします。

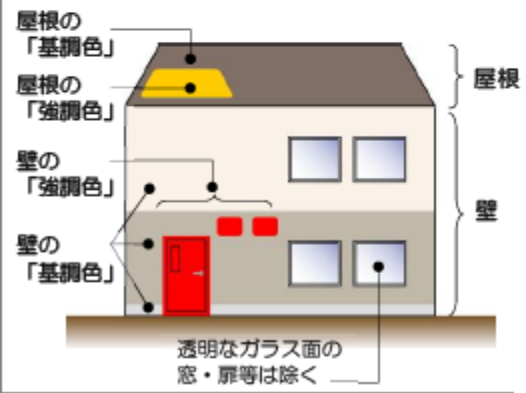
- ① 木、石、土等、及びこれらに類するものの色彩
- ② その他、景観行政団体が認めた色彩

▼建築物の各区分における基調色、強調色の割合

区分	基調色*	強調色
住居・自然系等が主となる地区 ・まちなみ景観ゾーン（駅景観地点を除く） ・ゆとり景観ゾーン ・みず・みどりの景観ゾーン	8.5/10以上	1.5/10未満
商業系が主となる地区 ・ときめき景観ゾーン ・駅景観地点	8.0/10以上	2.0/10未満

*彩色を施していない部分を含む

▼建築物の部位及び基調色、強調色の解説



▼色彩がバラバラな例



▼YR系近辺の類似色で調和させた例



▼YR系で調和させた例



▼色調で調和させた例



1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続きの解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

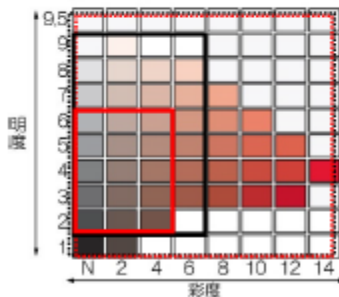
6 算定基準と解説

7 参考資料

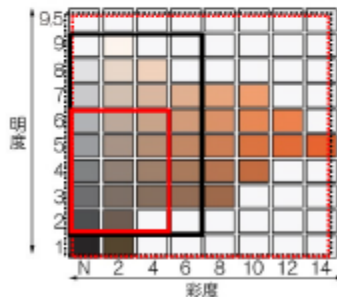
(3) 景観計画区域（市内全域）の色彩基準等

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤)	外壁	2~9	6以下	1~95	14以下
YR (橙)					
Y (黄)	屋根	2~6	4以下		
GY (黄緑)	外壁	2~9	2以下		
G (緑)					
BG (青緑)					
B (青)					
PB (青紫)	屋根	2~6	2以下		
P (紫)					
RP (赤紫)	外壁	2~9	-		
N (無彩色)	屋根	2~6	-		

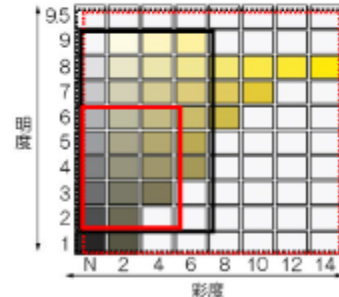
● R【赤】系の色相



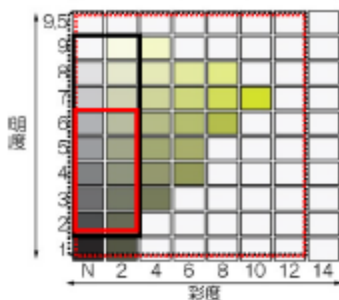
● YR【橙】系の色相



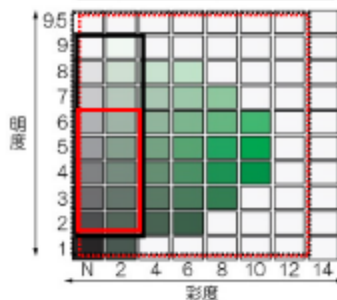
● Y【黄】系の色相



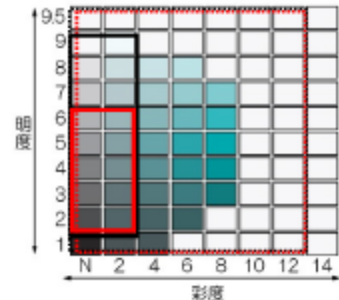
● GY【黄緑】系の色相



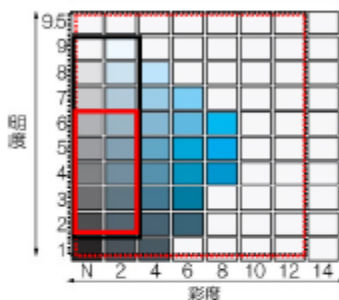
● G【緑】系の色相



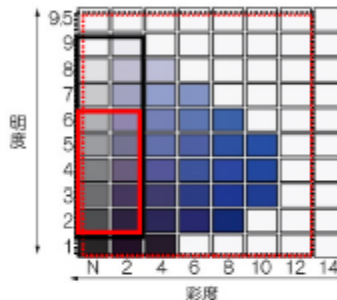
● BG【青緑】系の色相



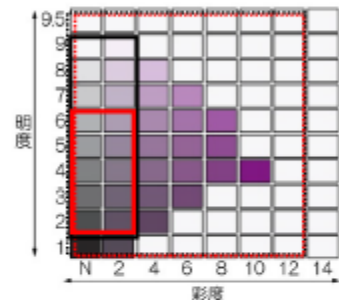
● B【青】系の色相



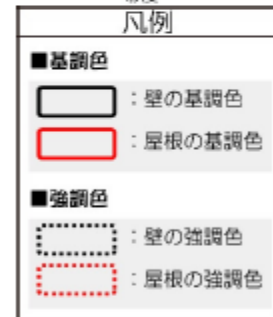
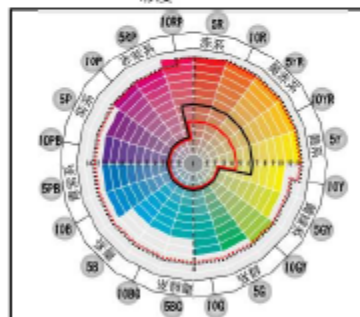
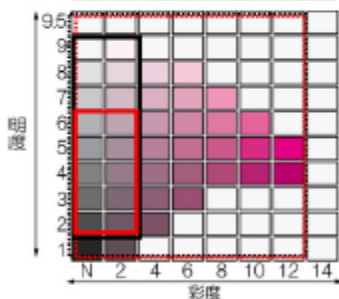
● BP【青紫】系の色相



● P【紫】系の色相



● RP【赤紫】系の色相



※但し、実際のマンセル値による色彩とは異なる場合があります。

1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続
きと解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

6 算定基準と解説

7 参考資料

景観計画区域の基準

【住居・自然系等が主となる地区（まちなみ景観ゾーン／ゆとり景観ゾーン）】

主に住居環境やみず・みどりの自然環境に調和するよう、「落ち着いた」や「潤い」、「親しみ」の形成を図る色彩とします。

【商業系が主となる地区（ときめき景観ゾーン／駅景観拠点）】

主に商業系環境に調和するよう、「ゆとり」や「賑わい」、「憩い」の形成を図る色彩とします。

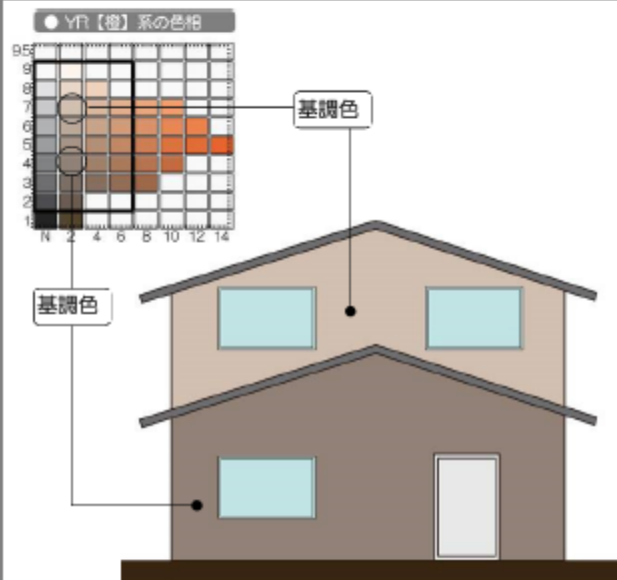
【留意事項】

- 住居系施設は、主に暖色系の低彩度を基調色とすることに配慮しましょう。

まちなみ景観ゾーン

ゆとり景観ゾーン

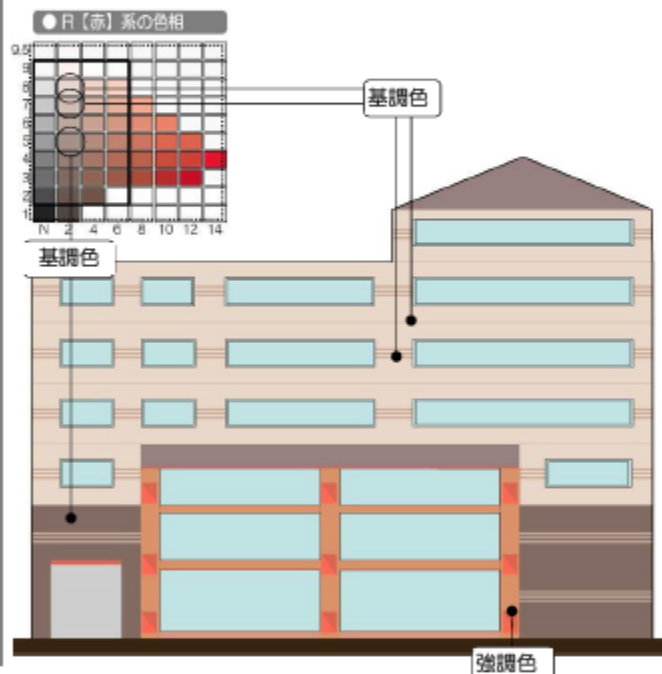
【解説】



- 商業系施設は、建築物の特徴・個性づけを強調色で行うことに配慮しましょう。

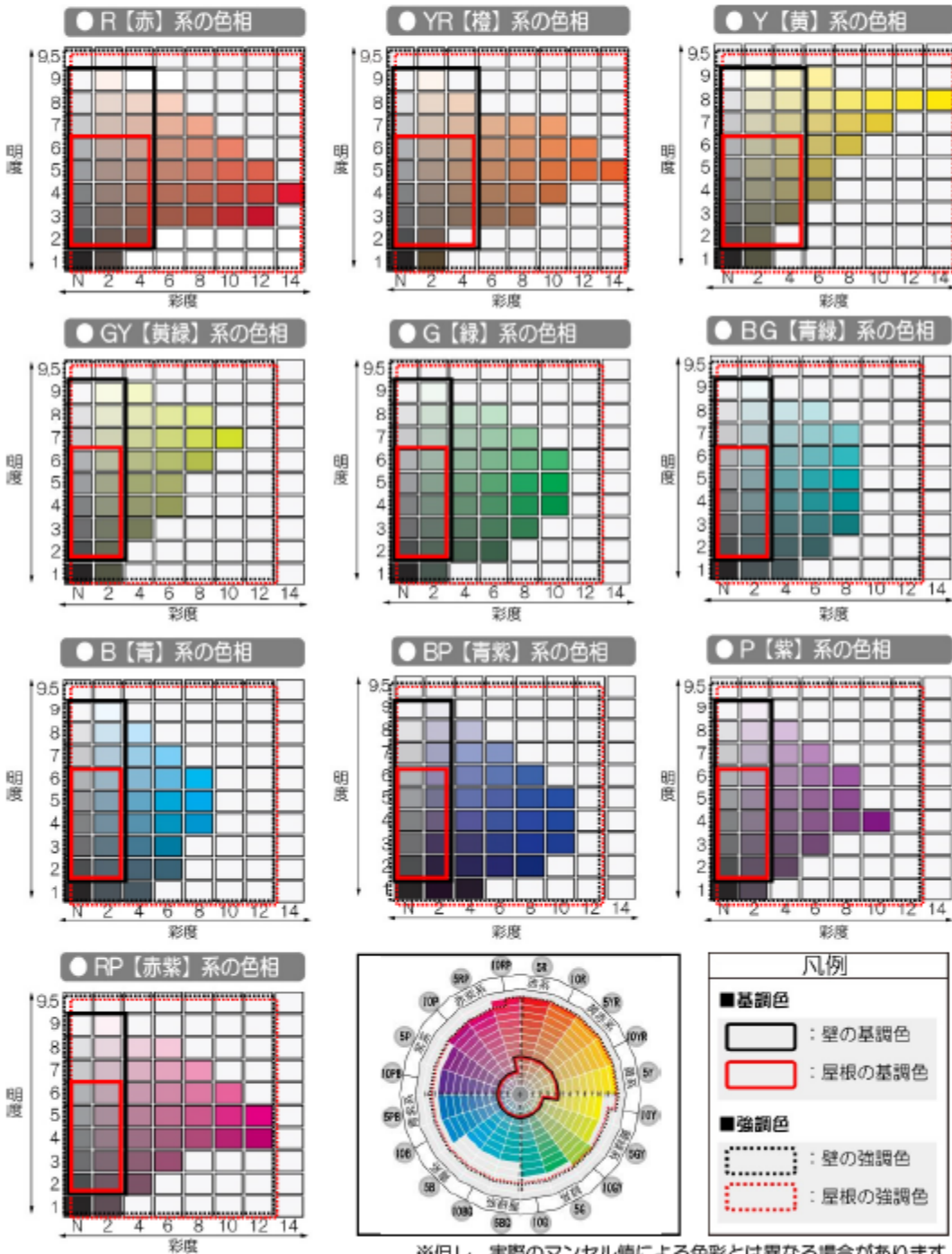
ときめき景観ゾーン

駅景観拠点



(4) 重点地区（新三郷ららシティ地区、三郷中央駅地区）の色彩基準等

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
R (赤)	外壁	2~9	4以下	1~95	14以下
YR (橙)					
Y (黄)					
GY (黄緑)	外壁	2~9	2以下		12以下
G (緑)					
BG (青緑)					
B (青)	屋根	2~6	2以下	-	
PB (青紫)					
P (紫)					
RP (赤紫)	外壁	2~9	-		-
N (無彩色)					



※ 但し、実際のマンセル値による色彩とは異なる場合があります。

重点地区の基準

【新三郷ららシティ地区】

現在形成されている良好な景観の保全と育成を図る色彩とします。

【三郷中央駅地区】

「人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う」市民空間の形成を図る色彩とします。

【留意事項】

- 住居系施設は、重点地区の目指す基調色を基本としましょう。

新三郷ららシティ地区

三郷中央駅地区

- 商業系施設は、重点地区の目指す基調色を基本にするとともに、建築物の特徴・個性づけは強調色で行いましょう。

新三郷ららシティ地区

三郷中央駅地区

【解説】

